○関市認知症カフェ補助金交付要綱

平成30年３月22日関市告示第84号

改正

平成31年３月29日告示第89号

令和３年３月５日告示第63号

令和３年12月15日告示第367号

令和５年12月27日告示第359号

関市認知症カフェ補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、認知症の者及びその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症の者、その家族、地域住民等が互いに交流し、認知症についての理解を深めること等を目的として行う認知症カフェ事業（以下「認知症カフェ事業」という。）を実施する事業者に対し、予算の範囲内で関市認知症カフェ補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「認知症カフェ」とは、次に掲げる要件を全て満たす集いをいう。

(１)　関市内において開催すること。

(２)　認知症の者、その家族、地域住民等が気軽に集える場所で開催すること。

(３)　１回につき２時間以上かつ２月につき１回以上開催すること。

(４)　認知症の者又はその者を介護をしている者の参加が１回につき３人以上であること。

(５)　次に掲げる認知症に係る専門知識を有する者を１人以上配置すること。

ア　医師

イ　看護師

ウ　保健師

エ　社会福祉士

オ　精神保健福祉士

カ　介護福祉士

キ　介護支援専門員

ク　認知症地域支援推進員

ケ　岐阜県キャラバン・メイト養成研修修了者

コ　その他市長が必要と認める者

(６)　様々な立場の参加者が互いに交流できる内容とすること。

（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認知症カフェ事業で、営利活動、宗教的活動、政治的活動その他不当な活動を目的としないものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で補助事業を実施する事業者で、当該補助事業に関し国、地方公共団体、社会福祉協議会その他これらに類する団体から補助金その他これに相当するものの交付を受けていないものとする。ただし、県から岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱（平成28年９月12日岐阜県制定）に基づく岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金の交付を受ける場合にあっては、この限りでない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認知症カフェの実施に必要な経費で、次に掲げるものとする。

(１)　報償費

(２)　需用費

(３)　役務費

(４)　使用料及び賃借料

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

２　補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、認知症カフェ１回につき5,000円を限度とし、１年度につき60,000円を限度とする。

３　補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

４　１の補助対象者に対する補助金の交付は、１年度につき１回とし、通算して３回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、関市認知症カフェ補助金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)　関市認知症カフェ事業（変更）計画書（別記様式第２号）

(２)　収支（変更）予算書（別記様式第３号）

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、認知症カフェを実施する年度の４月１日から10月31日までの間にすることができる。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市認知症カフェ補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（申請の内容の変更等）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後に申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、関市認知症カフェ補助金交付申請変更（中止）承認申請書（別記様式第５号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(１)　関市認知症カフェ事業（変更）計画書（別記様式第２号）

(２)　収支（変更）予算書（別記様式第３号）

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更等の決定）

第９条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、関市認知症カフェ補助金交付申請変更（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（実積報告）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から７日以内又は補助事業完了の日が属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、関市認知症カフェ補助金実積報告書兼補助金精算報告書（別記様式第７号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)　関市認知症カフェ事業実積書（別記様式第８号）

(２)　収支決算書（別記様式第９号）

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条に規定する書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、関市認知症カフェ補助金額確定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第12条　市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

２　前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、第６条第１項の規定により申請する際に、関市認知症カフェ補助金交付申請書に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市認知症カフェ補助金精算（概算）払請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(１)　前条の補助金の額の確定の結果、当該額が既に交付した補助金の額を下回るとき。

(２)　補助事業者がこの告示の規定に違反したとき。

(３)　補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(４)　前３号に掲げるときのほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市認知症カフェ補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知する。

（留意事項）

第14条　補助事業者は、次に掲げる事項に留意して認知症カフェを実施しなければならない。

(１)　認知症カフェ参加者の個人情報の保護及びプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(２)　茶菓子等を提供するときは、衛生管理に十分留意すること。

(３)　認知症カフェの周知を積極的に行うこと。

(４)　本市と協働して認知症施策の推進に努めること。

(５)　認知症カフェを実施する年度の翌年度以後も認知症カフェを継続できるよう努めること。

（委任）

第15条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日告示第89号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月５日告示第63号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和３年３月５日から施行する。

附　則（令和３年12月15日告示第367号）

１　この告示は、令和４年１月４日から施行する。

２　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

３　この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和５年12月27日告示第359号）

１　この告示は、令和５年12月27日から施行する。

２　改正後の第５条第４項に規定する通算の回数には、令和６年４月１日前に交付された関市認知症カフェ補助金の交付回数を含まないものとする。